

## プール水の水質基準

検査項目	遊泳用プールの衛生基準(厚生労働省)	水泳プールに係る学校環境衛生基準 (文部科学省)
	健発第0528003号 平成19年5月28日	「学校環境衛生管理マニュアル」 (平成30年度改訂版)
一般細菌	200 CFU/1mL 以下	200 CFU/1mL 以下
大腸菌	検出されないこと	検出されないこと
過マンガン酸カリウム消費量 /有機物等	12 mg/L 以下	12 mg/L 以下
水系イオン濃度/pH値	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下
濁度	2 度 以下	2 度 以下
総トリハロメタン	0.2 mg/L 以下が望ましい	0.2 mg/L 以下が望ましい
遊離残留塩素	0.4 mg/L 以上であること。 また、1.0 mg/L 以下であることが望ましい。 二酸化塩素により消毒を行う場合には、 二酸化塩素濃度は0.1mg/L以上 0.4mg/L 以下であること。また、 亜塩素酸濃度は1.2mg/L 以下であること。	0.4 mg/L 以上であること、 また、 1.0 mg/L 以下であることが望ましい。

濁度 (循環ろ過装置の出口)	循環ろ過装置の出口における濁度は、 0.5度以下であること。 (0.1度以下であることが望ましい。)	循環ろ過装置の出口における濁度は、 0.5度以下であること。 (0.1度以下であることが望ましい。)
-------------------	--	--

## 浴槽水等の水質基準

健生発 0311 第1号 令和7年3月11日 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について

検査項目	原湯・原水・上がり用湯及び上がり用水	浴槽水
色度	5 度 以下	-
濁度	2 度 以下	5 度 以下
pH 値	5.8 以上 8.6 以下	-
有機物(全有機炭素 (TOC)の量)又は、 過マンガン酸カリウム 消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 3mg/L 以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 8mg/L 以下
	過マンガン酸カリウム消費量 10mg/L 以下	過マンガン酸カリウム消費量 25mg/L 以下
大腸菌	検出されないこと	1 個 /mL 以下
レジオネラ属菌	10 CFU/100mL 未満	10 CFU/100mL 未満

原水の水質基準は原湯、上がり用湯、上がり用水に適用される。

- ・「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- ・「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される冷水をいう。
- ・「上がり用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- ・「上がり用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される冷水をいう。
- ・「浴槽水」とは、浴槽内の温水をいう。

※健生発 0311 第1号 令和7年3月11日 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正についての詳細は、各自治体の条例等に基づき判断する。